

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル実施要領

小牧市病院事業が計画している新小牧市民病院建設事業の設計者を選定するため、次により参加表明書等の提出を要請する。

1 プロポーザルの名称

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

平成26年3月に策定した「小牧市民病院建替基本計画」（小牧市民病院ホームページに記載）の内容に基づき、当院が計画している新病院の建設に係る設計業務の発注にあたり、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定する。

(2) 事業計画（予定）

基本設計（平成26年度）

実施設計（平成27年度）

新病院建設工事（平成28年度から平成30年度）

既設病棟解体工事（平成31年度）

外構、駐車場整備工事（平成32年度）

既設棟改修工事 ※必要に応じて実施

(3) 事業内容

ア 建物用途	総合病院
イ 所在地	小牧市常普請一丁目20番地他
ウ 敷地面積	約31,800㎡
エ 想定規模	延床面積 44,000㎡程度
オ 構造	地域中核災害拠点病院として大規模災害発生時にも医療活動が継続できる構造とする。
カ 駐車場	外来用として、敷地内に750台相当を確保する。
キ その他	現在ある北棟及び緩和ケア病棟は、今後も病院の一部として利用するため、その利用も含め計画する。

(4) 地域地区等

ア	用途地域	第1種住居地域
イ	建ぺい率	60%
ウ	容積率	200%
エ	防火地域	準防火地域
オ	日影規制	4時間・2.5時間
カ	航空法による高さ制限	あり
キ	敷地内公共水路	あり

(5) 周辺道路

南側・東側（市道常普請一丁目6号線）幅員 約10m

西側（市道常普請一丁目7号線）幅員 約8m

北側（市道小牧五丁目9号線）幅員 約2.6m

(6) 新病院建設の基本方針

ア 永続的に高度医療を提供するに相応しい新病院を建設するため、患者・家族や病院職員の視点を十分考慮するとともに、病院運営の継続性、将来的な医療環境の変化への対応、地球環境への配慮、経営負担の軽減に配慮する。

イ 当院の医療機能を支える院内各部門の基本方針・業務機能を勘案し、全ての病院職員がそれぞれの専門性を最大限に発揮できる働きやすい環境を整えることで、医療の質的向上をもって地域医療に貢献する。

ウ ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい施設配置により、様々な利用者に対応できる施設とする。また、セキュリティの向上、感染対策やプライバシーに配慮し、かつ安らぎの空間を創り出すことで、患者が安心して療養できる環境を整える。

エ 地域中核災害拠点病院として大規模災害発生時にも医療活動を継続できるよう敷地内の建物配置、建物構造及び設備計画に十分配慮し、医療資材を備蓄するなどライフラインの確保に努める。

オ 医療制度の改革や医療技術の飛躍的な発展、医療機器の高度化・大型化などの医療環境の変化に対応できる計画とする。

カ 自然エネルギーや井水などの有効活用により、省エネルギーによる地球環境の保全と病院運営上のエネルギーコストの圧縮を図る。

キ 持続的な病院経営を実現するため、必要な建物・設備の機能を十分に確保しつつ、過剰投資を防止する。また、修繕費などの維持管

理費用を含めたトータルコストの適正化を図る。

3 主催者及び事務局

- (1) 主催者 小牧市病院事業
- (2) 事務局 小牧市民病院事務局病院総務課
〒485-8520
小牧市常普請一丁目20番地
電 話：0568-76-4131（代表）
F A X：0568-76-4145
小牧市民病院ホームページ
<http://www.komakihp.gr.jp/>

4 審査委員会

参加表明書等の審査は、新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

審査委員（順不同・敬称略）

松尾 清一	名古屋大学大学院教授
谷口 元	名古屋大学名誉教授
奥宮 正哉	名古屋大学大学院教授
谷口 健次	小牧市民病院副院長
江口 秀和	小牧市都市建設部長
林 由紀宏	小牧市民病院事務局長
林 順子	小牧市民病院看護局長

5 選定概略

(1) 方法

公募によるプロポーザル方式

(2) 審査

ア 第一次審査（書類審査）

委員会において参加表明書等を審査し、第二次審査の出席要請者として5者程度を選定する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

委員会は、第一次審査により選定された者を対象に参加表明書等

のプレゼンテーション及びヒアリング審査による第二次審査を実施し、技術的に最適な者及び次点者1者を選定する。なお、同点となった場合は、見積金額が安価な者を上位とする。

(3) 評価基準

評価項目	評価事項	配点
1 設計事務所の能力	技術者数、主要業務実績数、代表的な主要業務実績の内容、同一敷地内の大規模な改築設計実績の有無	15点
2 総括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績数、同一敷地内の大規模な改築設計実績の有無、繁忙度	10点
3 担当チームの能力	各分野主任技術者の資格・経験、業務実績数	10点
4 業務の実施方針等	業務の理解度(業務、病院機能等の理解度)	12点
	設計上の配慮事項の的確性(問題点、配慮すべき点の着眼内容)	12点
	提案内容の的確性(基本方針の理解度)	12点
	提案内容の実現性(敷地等制約に対する認識度、解決力)	12点
	将来計画の実現性(将来の改修や建替も視野に入れた計画)	12点
5 取組意欲	設計業務体制及びスケジュール管理体制	5点

6 参加資格及び条件

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル実施要綱(平成26年4月18日26小院総第6号)第3条に規定する条件を満たすこと。

7 実施スケジュール

区分	項目	日程
第一次	実施要領等発表	平成26年4月25日(金)

審査	参加表明書等の交付	平成26年4月25日(金) から同年6月13日(金)
	質疑受付	平成26年5月1日(木) から同年5月23日(金)
	質疑回答 (小牧市民病院ホームページに掲載)	平成26年6月2日(月)
	参加表明書等の提出期限	平成26年6月13日(金)
	第一次審査(書類審査)	平成26年6月26日(木)
	結果発表(公表・通知)	平成26年7月8日(火)予定
第二次 審査	プレゼンテーション及びヒア リングのプロジェクト等の 動作確認	平成26年7月14日(月)
	第二次審査(プレゼンテーシ ョン及びヒアリング)	平成26年8月4日(月)
	結果発表(公表・通知)	平成26年8月11日(月)頃

※期間の表示のあるものは、午前9時から正午及び午後1時から4時まで
(期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法
律第178号)に規定する休日を除く。)に行うものとする。

8 参加表明書等の交付場所及び交付方法

参加表明書等の様式は、小牧市民病院ホームページに掲載する。

なお、14(2)から(4)に掲げる資料は、事務局窓口にて交付する。

9 参加表明書等の提出方法

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(兼受領書) (様式1)
- イ 設計事務所の概要 (様式2)
- ウ 設計事務所の主要業務実績 (様式3)
- エ 設計事務所の主要業務実績詳細 (様式4)
- オ 総括責任者の主要業務実績等 (様式5)
- カ 総括責任者の主要業務実績詳細 (様式6)
- キ 受注した場合の各分野主任技術者の主な業務実績 . . (様式7)
- ク 協力事務所の内容等 (様式8)

- ケ 業務実施方針等（技術提案書）・・・・・・・・・・・・・・（様式 9）
- コ 類似実績説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式任意）
- サ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式任意）

(2) 様式等

様式は、新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル参加表明書等作成要領（以下「参加表明書等作成要領」という。）に基づき作成すること。

(3) 提出場所

事務局

(4) 提出方法

ア 提出期限内に必ず事務局に持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

イ 提出書類の受領確認のため、提出時に様式 1 に受付番号、受付印を付したうえで、その写しを交付する。

(5) 提出部数

様式 1 及び見積書は各 1 部とする。

様式 2 から様式 9 及び類似実績説明書は、左上 1 箇所をステープラー（ホチキス等）留めで各 1 2 部提出とする。

1 0 参加表明書等に関する質問書の提出場所及び方法

(1) 参加表明書等に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式 1 0）を作成し、事務局に持参又は郵送（質疑受付期間内に事務局必着のこと。一般書留郵便又は配達証明付書留郵便に限る。）すること。

(2) 電話、F A X、口頭及び電子メール等による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、小牧市民病院ホームページに掲載する。

1 1 プレゼンテーション及びヒアリング

第二次審査となるプレゼンテーション及びヒアリングについては、別に定める。

1 2 費用負担

参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

1 3 設計業務契約

(1) 契約の締結

小牧市病院事業は、最優秀となった者と新小牧市民病院建設に関する設計業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。また、業務委託契約を締結するまでの間に、新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル実施要綱第3条各号に規定する者に該当しないと認めるときも同様とする。

(2) 業務名

新小牧市民病院建設設計業務

(3) 履行期間

平成26年8月中旬から平成28年2月下旬を予定

(4) 業務内容

設計業務は、小牧市が定める契約書のほか、特記仕様書に基づき、以下の業務を予定している。

ア 基本設計図書及び実施設計図書の作成（基本設計図書は平成26年度中に作成すること。）

イ 各種説明会、会議、院内外関係部署のヒアリングへの参加・協力

ウ コスト縮減検討書の作成

エ 参考資料の作成

(5) 契約者

小牧市病院事業

(6) 契約書の作成の要否

作成を要する。

(7) 契約保証金

免除とする。

(8) 契約金額

小牧市の定める料率に基づき算出した予算額以内とする。

(9) その他

具体的な設計業務の実施に当たっては、技術提案書に記載された内

容を反映しつつも、小牧市病院事業との協議及び各種会議の検討結果に基づいて実施するものとする。

1.4 提供する資料等

プロポーザルの関連情報として、以下の資料を提供する。

- (1) 「小牧市民病院建替基本計画」は、小牧市民病院ホームページから確認するものとする。
- (2) 「小牧市民病院建替計画参考書」
- (3) 配置図
- (4) 既存敷地内の地質に関する柱状図
- (5) 現況測量図
- (6) その他

現地調査

5月16日（金）9：30～（申込み期限：5月9日（金））

6月9日（月）9：30～（申込み期限：6月2日（月））

現地調査を希望する場合は、それぞれの申込み期限までに、事務局へ電子メールにて連絡のうえ実施すること。

- ・事務局メールアドレス（byoinsoumu@city.komaki.lg.jp）
- ・件名 新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル現地調査申込み
- ・折り返し、確認のメールを送信する。

1.5 その他の事項

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。
- (2) 審査委員会委員及びその家族が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は参加できない。
- (3) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野（総括、意匠担当を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (4) 参加表明書等を提出した者が審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (5) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合が

ある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 参加表明書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の記載があるもの及びすでに発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

(6) 参加表明書等は、審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出した内容を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。

(7) 参加表明書等は、原則として提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるとの事務局の承諾を得なければならない。

(8) 提出された参加表明書等は、必要に応じて公開する。

(9) 第一次審査及び第二次審査の審査結果及び講評は、原則として公開する。

(10) 第二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(11) 第二次審査におけるプレゼンテーションは、パワーポイントを用いたパソコン操作による内容説明等とする。

(12) プロポーザルの結果、最優秀者等となり設計業務を受注した設計コンサルタント等（再委託先や協力を受ける他の設計コンサルタント等を含む）と資本・人事面等において関連があると認められる製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(13) 参加表明者は、参加表明書等の提出時に設計業務契約の参考見積書（様式は任意、消費税及び地方消費税込み）を提出すること。

なお、新小牧市民病院建設設計業務の予算は、399,069 千円（税込

- み) 以内を予定している。
- (14) 工事請負費等に対して、各種交付金や起債の申請等を予定しているため、申請書等で必要な書類等の作成に対し協力すること。